

特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ活動会員資格規程（抜粋）

前 文

（法人の目的）

特定非営利活動法人まつぞのスポーツクラブ（以下「クラブ」という）は、盛岡市松園地区を中心とした周辺市町村を対象に、総合型地域スポーツクラブを核とした事業を行い、スポーツや生涯学習の活動の場を広げ、それを通して地域住民の自立的な社会参加を促進し、地域におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、生涯にわたるスポーツ・文化の振興及び地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

第1章 総 則

（会員）

第1条 クラブの活動会員（以下「会員」という）の資格及び入会手続きに関する事項は本規程で定めるところによる。

（会員の種別）

第2条 この会員は次の5種類とする。

- （1）正会員...クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動への参加及び法人の社員として運営に関わる個人
- （2）一般会員...クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみの参加する高校生以上 59 歳以下の個人
- （3）ジュニア会員...クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する中学生以下の個人
- （4）シニア会員...クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する 60 歳以上の個人
- （5）ファミリー会員...クラブの目的に賛同して入会し、クラブ活動のみに参加する家族（1 家族 4 名まで）

第2章 入会及び会費

（入会資格）

第3条 このクラブの会員として入会しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）原則として松園地区及び周辺市町村に在住もしくは勤務し、クラブの目的に賛同する者。
- （2）理事長が別に定める入会申込書により、申込を行った者。
- （3）クラブの目的を理解し、本規程を遵守する者。

【略】

第4章 自己の責任

（自己の責任）

第8条 会員は、クラブの活動に際しては、自己の責任において行動するものとする。これに背理して盗難、傷害等の事故がおきた場合は、このクラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第9条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。このクラブがその活動中の傷害についてはスポーツ安全保険の範囲内でのみ対応するものとする。クラブ及び指導者等は、保険未加入者の活動中の事故については一切の責任を負わない。

【略】

会員募集要項

会費

・正会員 6,000 円

・活動会員

一般会員 6,000 円

ジュニア会員（中学生以下） 3,000 円

シニア会員（60 歳以上） 4,000 円

ファミリー会員（1 家族 4 名まで） 12,000 円

スポーツ安全保険に団体加入しており、別途保険料（年額）がかかります。

会員特典

- ・すべてのサークル活動に参加できます。
- ・各種教室への参加料を割引します。
- ・その他の事業（イベント・研修会）参加できます。

入会申し込み

入会希望の方は、ご氏名、ご住所を電話・FAX または E-mail でクラブまでお知らせください。入会に必要な書類をお送りします。